

事業事前評価表

国際協力機構地球環境部水資源第二チーム

1. 案件名

国名 :ブルキナファソ国

案件名 :

和名 村落給水施設管理・衛生改善プロジェクト・フェーズ2

英名 The Project for enhancement of water supply facilities management and hygiene and sanitation in rural areas Phase II (PROGEA II)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における給水施設管理の現状と課題

西アフリカ・サヘル地域に位置するブルキナファソは、国土の多くが乾燥帯に属し、乾季の約8カ月間はほぼ雨が降らないため、水の確保が大きな課題となっている。給水施設の持続的な維持管理を実現するため、ブルキナファソ政府は、村落部における「水・衛生に係る施設の維持管理システムの改革（以下、「REFORME」）」を決定し、今次要請プロジェクトの前案件である「中央プラトー地方給水施設管理・衛生改善プロジェクト（以下、「PROGEA」）」は、中央プラトー州における同改革の実施と普及に貢献するプロジェクトとして展開された。

PROGEAにより、中央プラトー州の全565村落のうち563村落において水利用者組合（Association des Usagers de l'Eau : AUE）が設置され、併せてAUEに対して維持管理活動のための研修が行われた。また、AUEによる給水施設維持管理活動を支えるために地方自治体（コミューン）やポンプ修理業者への能力強化も実施されることで、中央プラトー州全体において、REFORMEの適用が図られた。また、AUEの設置後に、従来他ドナーやNGOが十分な支援を実施してこなかったAUE、コミューン、ポンプ修理業者等に対するREFORME枠組における各役割を果たすための能力強化に注力していた点がブルキナファソ政府から高く評価された。具体的な成果として、人力ポンプ（レベル1）の稼働率に関し、対象コミューンでの平均が81%から89%までに改善が見られている。

他方、全国レベルで見た場合、ブルキナファソ給水セクターの国家戦略である「2015年に向けた給水と衛生に関する国家計画」（PN-AEPA 2005-2015）の策定以降、REFORME適用化の普及推進により給水施設維持管理状況に一定の改善は見られているものの、持続的な維持管理システムの定着については、更なる取組が必要であり、地方間の進捗の差も生まれているため、全国普及が急務となっている。

なお、ブルキナファソにおける給水セクターでは、関連ドナーの間で緩やかな地域による協力の分担が行われており、日本は中央プラトー州と南部中央州に対する支援を行うこととなっている。日本はこれまでも同2州において、複数の給水分野の協力を実施してきたが、本プロジェクトでも同2州を対象地域に含んでいる。PROGEAを実施した中央プラトー州でも既に、REFORMEの意義に関する村人の理解不足やコミューンへの賦課金の使い方に対する不信感によって十分な水料金徴収ができていなかったり、コミューンによるAUEに対するモニタリング体制が不十分なために問題が発生しても相談相手がいない等の問題が発生している。また、南部中央州では、書類上はAUEが設置されていることになっていても、実際には形だけのもので

REFORME の意義と内容が殆ど理解されておらず、従来の各井戸単位の水委員会による管理が行われているケースも多い。同状況より、中央プラトー州では REFORME 関係者への再研修及びモニタリング・システムの構築、南部中央州では殆どゼロから REFORME の適用を進めていく必要性が高いことが確認されている。

(2) 当該国における水セクターの開発政策と本事業の位置づけ

詳細計画調査が行われた 2015 年 1 月時点では、引き続き PN-AEPA 2005-2015 に基づき、REFORME 適用化が推進されている。

2016 年以降の新しい水衛生セクター開発計画として、給水、衛生、統合水資源管理、水利整備、ガバナンスの 5 つのプログラムに分けた計画が策定中である。給水分野の「2030 年に向けた給水と衛生に関する国家計画」(Programme National d'Approvisionnement en Eau Potable à l'Horizon 2030 : PN-AEP) については、実施期間が 2016 年～2030 年となっており、4 年毎の 4 フェーズが想定されている。

PN-AEP の内容としては、給水施設の建設整備のハード面については、州間の格差是正に主眼を置いた整備計画により、全国農村部給水率 100% (2014 年は 64.1%) の達成を最終的な目標として打ち出している。本計画では、公共水サービスの拡充と給水施設の維持管理・持続性の担保を重視しており、REFORME 適用化の全国普及と推進が中心課題として盛り込まれ、現行の国家計画 (PN-AEPA 2005-2015) には無かったコミューン内における水衛生サービス部門の設置とコミューンへの実施能力強化支援が含まれる予定である。なお、ブルキナファソ政府では、同計画に基づき、給水衛生分野におけるコミューン行政への事業実施支援の詳細計画を取りまとめたロードマップも策定中である。

ブルキナファソ政府からは、今後の REFORME の全国普及・定着のため、PROGEA で使われた手法を活用した展開が期待され、本プロジェクトが要請された。

(3) 水セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は無償資金協力事業の一環として、これまで中央プラトー州及び南部中央州を中心に人力ポンプ付深井戸の建設を実施してきている。人力ポンプの持続的利用に関しては、適切で十分な保守点検を行うことで人力ポンプの寿命を増加させることが可能になる。そのため、技術協力プロジェクト PROGEA フェーズ 1 を実施し、REFORME の普及によって深井戸の維持管理の改善を目指した。

(4) 他の援助機関の対応

本プロジェクトの対象州の一つである南部中央州では、アフリカ開発銀行支援によるプロジェクト (BAD/4 Régions) や OCADES (開発と連帯のためのカソリック団体)、Eau Vive などの NGO により、南部中央州内 19 コミューン (532 村落) の中の 13 コミューン (374 村落) で AUE の設立・認証が進められている (2014 年 6 月現在)。

デンマーク国際開発庁 (Danish International Development Agency : DANIDA) は、これまでのプロジェクト方式による給水・衛生セクター支援プログラムから、2010 年以降はセクター財政支援に変更。2015 年末までは農業・水利・衛生・食糧安全保障省水資源総局へ専門家派遣を行い、政策立案や各種調査の実施などの協力を行う予定。

フランス開発庁 (Agence Française de Développement : AFD) は、北部中央およびサヘル州にお

いて給水・衛生施設の整備（人力ポンプ付深井戸、管路型簡易給水施設（Adduction d'Eau Potable Simplifiée：AEPS）の建設、深井戸のリハビリ、世帯用・公共施設用トイレの建設）、REFORME 適用化への支援などを実施していたが、2013年で終了。2015年より東部州を対象とした新規の村落給水・衛生案件が計画されているほか、都市給水として水・衛生公社（Office National de l'Eau et de l'Assainissement：ONEA）への支援を継続中である。

ドイツ国際開発公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit：GIZ）は、2006年～2015年12月までの予定で、セクター政策支援、ワガドゥグの土地区画整備がなされていない地区への給水整備支援、ONEAの研修施設への支援、地方自治体への水衛生サービス支援を実施している。

世界銀行は、他のパートナーと共に新飲料水供給国家計画（PN-AEP）の策定支援を行っている。また、ワガドゥグ市郊外の非分譲地域（区画整備が進んでいない地域）への給水支援のため、ONEAに対して400億セーファーフラン（FCFA）の支援プログラムが予定されている。

なお、上述の通り、ブルキナファソの給水セクターではドナー間で地域によって協力の分担をおこなっており、日本は中央プラトー州と南部中央州を支援することとなっている。南部中央州では他ドナーやNGOの支援が一部入っているが、本プロジェクトでは、他ドナー支援が入っていないコミューンの中からパイロット・コミューンを選定する予定のところ、支援の重複は無い。また、中央プラトー州における前フェーズの成果や教訓、両州での給水無償案件での知見を活用することにより、より効果的な協力の実施が期待できる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、首都ワガドゥグ、南部中央州、中央プラトー州において、①全国におけるREFORME適用に係る教訓を整理した上での全国普及用マニュアル暫定版作成、②マニュアル暫定版による南部中央州へのREFORME導入、③中央プラトー州におけるREFORMEモニタリング体制構築、④全国普及用マニュアル最終化、⑤REFORME適用化の実施体制改善、⑥REFORME全国普及に向けた計画策定、を行うことにより、REFORMEの全国展開のための基盤整備を図り、もって給水施設維持管理の全国レベルでの改善に寄与することを目的にしている。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ワガドゥグ、南部中央州、中央プラトー州

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：農業・水利・衛生・食糧安全省水資源総局職員（90名）、同省南部中央州局職員（60名）、同省中央プラトー州局職員（60名）、

最終受益者：南部中央州及び中央プラトー州内の対象コミューンにおけるコミューン職員（390名）、住民（1,675,000名）、ポンプ修理業者（120名）

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2015年8月～2018年7月の予定（36カ月）

(5) 総事業費（日本側）

約4.67億円

(6) 相手国側実施機関

実施機関：農業・水利・衛生・食糧安全省水資源総局

協力機関：同省南部中央州局、同省中央プラトー州局

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家（短期）：チーフアドバイザー/地方給水施設運営維持管理計画

給水施設保守整備

組織能力強化

衛生啓発・教育

業務調整

その他専門家（必要に応じて）

（総人月：約 60MM）

② カウンターパート研修員受入：本邦研修、第三国研修

③ 機材供与：車両、研修用資機材、事務機器

④ プロジェクト現地活動費

2) ブルキナファソ国側（R/D で確認）

① カウンターパート配置

・農業・水利・衛生・食糧安全省水資源総局長

（プロジェクト・コーディネーター）

・農業・水利・衛生・食糧安全省水資源総局飲料水課長

（プロジェクト・マネージャー）

・農業・水利・衛生・食糧安全省水資源総局職員

・農業・水利・衛生・食糧安全省衛生総局職員

・農業・水利・衛生・食糧安全省南部中央州局長、職員、農業普及員

・農業・水利・衛生・食糧安全省中央プラトー州局長、職員、農業普及員

② 資料、情報等の提供

③ プロジェクト事務所及び必要資機材、事務機器

プロジェクト活動に必要な土地、専門家および関連人員の部屋

④ カウンターパート予算（管理運営費）

光熱費、通信費その他のプロジェクト活動経費

⑤ 専門家派遣に必要な諸手続、免税措置等

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類（A,B,C を記載）：C

② カテゴリ分類の根拠

本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて環境への望ましくない影響は無いと判断されるため。

(9) 関連する援助活動

現在、無償資金協力「第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画」を実施中であり、中央プラトー州及び南部中央州に人力ポンプ付深井戸 274 基を建設中。また、中央プラトー州にて青年海外協力隊（水の防衛隊）を派遣し、衛生啓発活動や水利用者組合の運営活動支援を行っている。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標：

給水施設の維持管理が全国で改善される。

【指標】

- ・プロジェクト完了 3 年後の 2021 年までに REFORME 適用化に基づく給水施設維持管理体制を構築したコミュニティ数が現在の 47.36% から XX% (*) に達する¹。

注 (*) 計画値 (XX%) は、中間時点 (2016 年 1 月頃) を目途に JCC にて決定予定。

2) プロジェクト目標と指標：

PROGEA 第 1 フェーズで構築した手法を適用した REFORME の全国展開のための基盤が整備される。

【指標】

- ・全国普及用 REFORME 適用化マニュアルが国家水委員会 (CNP/PN-AEP) により承認される。
- ・ REFORME 適用化の全国展開に関する予算計画を含めた行動計画が策定される。

3) 成果：

【成果 1】現在の全国における REFORME 適用状況及び他ドナー・NGO の REFORME 適用方法に係る教訓が整理・把握され、第 1 フェーズで作成されたマニュアルが全国普及用に改訂される。

【成果 2】全国普及用マニュアルにより南部中央州に REFORME が導入される。

【成果 3】中央プラトー州にて既存のリソースを活用した REFORME のモニタリング体制・支援体制が構築される。

【成果 4】南部中央州における試行的導入及び中央プラトー州におけるモニタリングを通じ、全国普及用マニュアル・ツールが最終化され、REFORME 適用に係る手法が公式文書に統合される。

【成果 5】REFORME 適用化の実施体制改善（規定整備、水資源総局・州局能力強化等）が行われる。

【成果 6】REFORME 全国普及に向けた計画が策定される。

¹ REFORME 適用化では、給水行政の実施主体であるコミュニティが村落単位で設立・認証された AUE ならびにポンプ修理業者との間で協定・契約を締結することにより、それぞれの役割と責務の下で給水施設の維持管理活動が実施されることが想定されている。また、REFORME 適用化の主要アクターであるコミュニティ・AUE・ポンプ修理業者に対する能力強化を通じて適切かつ効果的な給水施設維持管理が実施される。このように REFORME ではコミュニティ単位での維持管理体制を構築することにより、給水施設の維持管理の改善を目指すものである。

5. 前提条件・外部条件（リスク・コントロール）

(1) 前提条件

- ・特に無し。

(2) 外部条件

- ・給水施設維持管理に係る政策が変更されない。
- ・REFORME 適用化全国展開の行動計画が予算化される。
- ・他ドナー・NGO が REFORME 適用化マニュアルを活用する。
- ・2015 年 10 月の大統領選挙により治安が著しく悪化しない。

6. 評価結果

本プロジェクトは、ブルキナファソ国の開発政策、開発ニーズと十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

本プロジェクトの前フェーズである「中央プラトー地方給水施設管理・衛生改善プロジェクト」の終了時評価では、プロジェクトで得られた知見をマニュアルとして取り纏めて他地方とも共有することや、給水施設維持管理制度改革（REFORME）の実施主体となるコミューンにおける水・衛生分野の担当課設置・人材配置・予算配分・活動計画/実施に向けた支援等が提言された。

(2) 本事業への教訓

本プロジェクトでは、前フェーズで取り纏めた成果を他地方へも広く普及する基盤を整備することを目的に実施する。また、REFORME にて重要な役割を担うコミューンの実施体制の整備についても支援を行っていく。

なお、前フェーズでは「井戸水は有料で、村落全体で管理するもの」という新たな認識・行動様式を求められたが、こうした習慣や行動変容を前提とする成果は、一旦定着したと思われても時間の経過と共に再び問題が発生していることが確認され、短期で容易に得られるものではなく、より長い時間軸で捉えていく必要がある点が指摘された。本プロジェクトでは、REFORME 定着に係るモニタリング体制を構築する中で本課題に取り組んでいく。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

- 4.(1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

案件開始 6 カ月毎 モニタリングシートの提出

案件終了時 事業完了報告書の提出

事業終了 3 年後 事後評価